

第五部

第四回参議院法務委員会會議錄第七号

(六三)

昭和二十三年十二月十三日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○罰金等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○議案の提出に関する件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○刑事補償法を改正する法律案(内閣送付)

午後一時五十二分開会

○委員長(伊藤雄策) それでは法務委員会を開会いたします。本委員会に付託となりました司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き質疑を続行いたします。別件に御質疑がなければ、本案に対するところの質疑は、これを終局とすることに御異議ございませんか。

○委員(長谷川清) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤雄策) それでは質疑を終局いたします。それでは討論は、これを省略して直ちに採決することに御異議ございませんか。

第五部 法務委員会會議錄第七号 昭和二十三年十二月十三日

異議ございませんか。

○委員長(伊藤雄策) それではさよう決定いたします。本案全部を議題に供します。本案全部に御賛成の方は御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(伊藤雄策) 全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。本會議における委員長のお頭報告の内容につきましては、予め御了承をお願いいたします。尙多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
松村眞一郎 星野 芳樹
宮城タマヨ 遠山 丙市
鈴木 安孝 松井 道夫
岡部 常 鬼丸 義賢
齋 武雄 大野 幸一

○委員長(伊藤雄策) 次にこれも同様本委員会付託となりましたところの、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続き質疑を続行いたします。

○宮城タマヨ君 少年審判所は改正された少年法が施行されますについて、地方少年保護委員会の行います職務を行う機関として、暫定的にその代行機関として、権限を與えられることになつておるのでございますが、そのときに職員組織はどういうふうになるのでございましょうか。只今の少年審判所との関係はどうなりますでしょうか。

○政府委員(重藤三郎君) お答え申上

げます。今度法律案の第一條の第二項で、「この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律」この改正されるのが少年法でございます。廃止されるのが矯正院法でございます。その旧少年法と廃止される矯正院法の中で、「仮出獄、仮退院及び観察に関する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び観察中の者の監督に関する規定並びにこれら規定」即ち観察とか、仮退院、仮出獄、こういったことの實施について必要な規定は、「前項の日まで、なお効力を有する」ということになつておりまして、結局實施について必要な規定というものが、少年審判所の組織に關する法律がその一つでありまして、この第二項によつて、少年審判所が當分の間、保護委員会がござるまで存続する、こういうことであるから、結局少年法の第四章、少年審判所の組織という條項は、この仮出獄、仮退院又はそれらの仮出獄、仮退院になつた者の觀察のために存続するわけでありまして、従ひまして少年審判所は依然として存続する。ただ、その機能は、審判の機能は持たない。こういうことになります。それで、審判をしない少年審判所というものは、これはやはいかといふことになりまして、これはやはり官廳を作りますのには、法律はどうして必要でございましょうか、又實施するといふのが、極めて最近に決りまして、新しく法律を準備する暇がなかつたので、止むなく少年審判所を使うといふことになつたわけでありまして、そして今度政令を出します際に、少年審判

所令という政令を出します際に、できれば法律上は少年審判所でありまして、丁度監獄法によつて、監獄が現在刑務所という名前を持つておりますように、生れ出るこの名前は東京地方少年保護局といったような、そういったような、實體に合うような名前を付けておきます。

○宮城タマヨ君 そうしますと、パール法がござりますと、地方少年保護委員会ができて参りましたときには、その少年審判所はそのまま消えるもの、ございませう。

○政府委員(重藤三郎君) 左様でございます。

○宮城タマヨ君 それでは、その暫定的な少年審判所というものの職員と、それからこの家庭裁判所の方の少年の裁判官は、どういふ關係でございませうか。

○政府委員(重藤三郎君) 現在の少年審判所の審判官の中で、家庭裁判所の方に移れることを希望の方は、そちらへお移りになるようにしたいと思ひます。それから依然として少年審判所でやつておりました實施面の方をやつてみたいという方は、このままで少年審判所の職員としてお残りになる、発令も何にも要らないでそのままやる。それで家庭裁判所は、四十九歳を作られるような予算でございまして、その執行を担当いたします新しい少年審判所は、やはりそれと對應すべき

ものだと考えますので、この四十九歳を作りたい、かように考えております。○宮城タマヨ君 実は今度の少年審判所から家庭裁判所へ變つて行きますといふことの當然なことは分つておりますけれども、これは社会的に考えて見まするといふと、以前この四十五歳でございまして、少年法が通過いたしました、審判所がございました當時から、随分その少年審判所というものが、對しても、世間に分つて貰うことが困難であつたのであります。それが今度この家庭裁判所というふうに、名前が裁判所となれば、實質はちつとも少年審判所と變らないし、そこで子供の保護をし、それから相談に應ずると申しましたも、なか／＼それは困難なことではないかと思つてございまして、それについて非常に心配いたしましたので、この宣傳方法、或いは宣傳に要します費用をどのくらい計上されておるかといふことを前々回に質問したのであります。政府は相當にそのことを考慮して、いろいろお話であつたのでございまして、ここに又以前通りの少年審判所といふものがある。そしてそれは決定権は裁判所が持つて、その施行面の方だけということになります。世間的に分りにくはないか。そして殊に今度も少年審判所時代から引續いて保護の面を担つておられますことは、警察に参ります少年といふよりも、むしろ通告を受けるところの少年を担わなくちやならないし、殊に今の

こういう時代で、犯罪少年、不良少年が殖えております時代には、最も私は通告事件を重んじたいと思つたとき、この少年審判所という名前が、もう一遍活きて、両立しているような形でございまして、これは、大変に私は問題じゃないかと思つたのでございすが、その点如何でございませうか。

○政府委員(重藤三郎君) さような点を考慮いたしまして、法律の上ではいたし方なく少年審判所は存続いたしますが、具体的に世間に出るときには東京地方少年保護局とか、保護観察所とかいうような、実態にふさわしいような名前を政令で、法律に抽象的に決つたものを具体化するときは、一、名称は左のごとく定めるといふような、政令が出ます際に、丁度監獄法で監獄を何々刑務所といふ立法をいたしておりますようにいたしたい、かように考えております。

尙又宣傳につきましては、予算その他不十分でございするが、幸い関係方面の示唆もございまして、来月あたりラジオ、その他いろいろな方面で一つの総合的な宣傳をいたすことをいたしまして、司令部はその方面の方の御了解も得ておりますので、さうな際に十分この強制保護の新しい機構なり、運営なりについて國民の方々に知つて頂くように努めたい、かように考へます。

○委員(伊藤修君) ほかに御質疑ありませんでか。
○委員(伊藤修君) 非常な短日月の間に審議して行かざるやならん今度の議會の場合には、突如として迫つた折に、いろいろな法案をどん／＼出して來られるという時代で、いつもながらなんだか私共は、咀嚼もなんにも一切できつたことなしに、鵜呑みにして行くといふことは、非常に良心的に我々は堪へ得ないのですが、本當の緩急の度を図つて、審議の急を要する止むを得ないものは別として、然らざるものに對しては、もう少し審議に對して余裕を貰ふなければ事實上非常に私共も困るのです。であるからできるならば、もう少し審議には余裕を貰ふような進行をして頂きたいと、こうお願いしたいと思つた。

○松井道夫君 提案理由書を拜見いたしますと、今の少年院法、それから少年法、共にこの問題の機關を設置する運びになつておられない。今の両方の地方少年保護委員會、及び地方成人保護委員會、それでどういふ應急の処置で、必要になつたといふ趣旨に拜見できるのではありませんか、その運びに至るのに遅れる理由はどうかということなんです。

○政府委員(重藤三郎君) 速記を止めて頂きたいのですが……。
○委員(伊藤修君) 速記を止め……。
〔速記中止〕
○委員(伊藤修君) 速記を始めて下さい。他に御質疑はありませんか。
○委員(伊藤修君) 先程私が申し上げました通り、これだけ山積しておつて、それが僅か今日一日の会期とか、明日一日というふうなことになるおるときに、急にパツと持つて來られてしまつて、どれがどれだかさっぱり分らなくて、うろ／＼になつてしまふ。こういう我々が何を聴こうとしても分らないようなやり方は、如何にも我々は良心的に堪へないんです。ですから本當に急を要するもののみを成るべく整理して頂いて、その方を一つ先に審議して行きたいと思つた。今の少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案などは、最も急を要するものであるかといふこともこの際伺つて、そうしてその他の法案についても、万止むを得ないようなもので、非常に急を要するものであるならば、その趣旨を述べて貰つて、そうして成るべく整理して、委員會としてもう少し我々良心的に一つ諾否を決めて行きたいと思つた。それを一つお諮り願いたいと思つた。

○委員(伊藤修君) 只今委員の御意見もありませんが、當委員會に継続中の各法案について、いわゆる急速を要する程度を政府委員において一つ御説明をお願いしたいと思います。この法案のみでなく、他の法案につきましても……。
○政府委員(重藤三郎君) 少年法を改正するこの法律案についての必要のゆえんを申し上げます。只今申し上げましたように、一月一日から家庭裁判所が発足いたしますが、家庭裁判所がより多く決定いたします保護処分の一環である検察といふことができなくなりまして、家庭裁判所の運営が不十分になりますので、少年院におります少年が、この法律が通りませんと、何ヶ月でも目的を達成しませんが、言葉は悪いのでありますが、満期になりましても出せないというふうなことになる。現在も少年院が超過員でございするが、その後更に收容して教育しなければならん子供を、新規に入れたことができないというふうな、甚だ困つた事態が生ずるので、これは緊急

を要するものと私共は考へます。
○政府委員(重藤三郎君) 裁判所職員に定員に関する法律案の緊急なゆえんについて御説明申し上げます。この法律案は提案理由を御説明申し上げました際にも申し上げましたように、刑事訴訟法の改正に伴う職員の増員と、家庭裁判所新設に伴う職員の増員、それから更に民事訴訟法の改正に伴う職員の増員でございまして、これはいずれも明年一月一日から施行されること、この法律の施行に基きます必要なる職員の増員でございまして、是非共に速かに御審議をお願いしまして、御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、この両案の緊急御可決を願わなければならんゆえんにつきましては、別段申し上げるまでもないかと存じます。

○政府委員(重藤三郎君) 外にまだ當委員會に付託されております案件で、刑事補償法の改正に関する法律案と、罰金等臨時措置法案とがございするが、この中では罰金等臨時措置法案の方が緊急なものと考へております。刑事補償法の方も、事人権に関する問題でありますので、極めて急を要するものであります。万一の場合には、適つて適用するといふような方法で救済する途もあるかと考へております。罰金の引上げの方は、そのような便宜の手段は勿論許されな性質のものであります。別に御質疑ありませんでか……。
○委員(伊藤修君) 次は裁判所職員に定員に関する法律案を議題に供します。前に引続き質疑を継続いたします。別に御質疑ありませんでか……。

も早くこれを是正する必要がございす。よつてやはり緊急なものとして御了解をお願いしたいと思つたのであります。
○委員(伊藤修君) 尙その点につきましては、後に法務總裁、若しくは政務次官に出席を求めまして、重ねて御答弁願ふことにいたします。では本案に對するところの質疑はこれを終結することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) では質疑はこれを終局いたします。つきましては、討論はこれを省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(伊藤修君) それではさう決定いたします。では本案全部の問題に供します。本案全部に御賛成の方は御起立をお願いします。
〔総員起立〕
○委員(伊藤修君) 全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙委員長の本會議におけるところの口頭報告の内容につきましては、予め御了承を願つて置きます。尙多數意見者の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名
鬼丸 義賢 星野 芳樹
宮城タマヨ 鈴木 安孝
遠山 丙市 岡部 常
松井 道夫 齋 武雄
大野 幸一 松村眞一郎
○委員(伊藤修君) 次は裁判所職員に定員に関する法律案を議題に供します。前に引続き質疑を継続いたします。別に御質疑ありませんでか……。

○委員(伊藤修君) 別に御質疑ありませんでか……。

では質疑はこれを終結することに御異議ありませんか。

効力を有して置く。そうして第二項の後段は六ヶ月間経つて、この法律に適合するように條例の罰則を改定したくないと、それから失効する。その條例の罰則が効力を失うわけでありませう。而して附則第二項の後段を置きまさんと、効力を失つた場合に、尙條例の効力があつた当時犯した犯罪について、これを罰するわけには行きませんか、この附則第二項の後段を置きまして、條例の効力のあつた当時行われた違反行為については、假令條例が施行し又改定された後においても亦、臨時措置法第二條の規定に拘わらず、元のように罰金又は科料の金額の範囲で、これを適用して行くという趣旨であります。

○松井道夫君 私の見解は決して現在熟しておる、こういうわけではないのであります。研究中なものであります。要するに政府側とは見解の相違であつて、私は條例の罪を除く必要はない、四條から條例の罪を除く必要はない、そうすればこの附則の第二項は前段だけでよろしい、さういふ見解なのであります。

それから第三項であります。第三國會で成立した法律の罰則についても適用するということなものであります。現在においてはさういふ第三項は必要ないのではないかと思われまが、その点を……

○政府委員(野本新一君) 実はこの罰金等臨時措置法を立案しておつた頃、第三回國會に提出するつもりで立案しておつたわけでありまして、その当時法制局等において調べましたけれども、第三回國會提案の法律案の中で、罰金、科料、罰金の額は千円以下というふうなもので、即ちこの罰金等臨時

措置法の体系に合致しないものは、具體的にどの程度あるか、どんなふうな法案があるかというところはつきりいたしませんので、この附則第三項のよりな抽象的な規定を置いたわけでありませう。それがいろいろの關係で第三回國會に、これは提案されず第四國會に提案する運びになつたわけでありませう。第三項は当時のものはそのまゝ残つておるわけでありませう、具體的に今調べて見ますと、これに該当するものといひましては、水産業協同組合法という法律は、第三回國會で成立しております。それには千円以下の罰金に処するという規定が含まれておるのであります。そうしてこの法律が、若しこの罰金等臨時措置法が施行される以前に、即ち來年の二月一日以前に水産協同組合法が施行になれば、この法律が後法の關係に立ちますので、第四條の規定によりまして、当然千円以下の罰金というものを、二千円以下の罰金に処すというように変更されて行くわけでありませう、どうもこの水産業協同組合法というものは、いろいろ準備の關係上二月一日以前に施行になるのは非常に望まないというふうな話でありますので、依然としてこの附則第三項以下を存置して置いた次第であります。

○松井道夫君 今の逐條説明書の中にもあるようであります。私は國會で成立しておれば、それでよろしいので、施行は幾ら遅れても、成立しておれば、当然この法律によつて受けるかと思つたのであります。そういたしますと、三項は不必要になると思ふ。その点についてどうして施行ということ

が必要でありますか。

○政府委員(野本新一君) 御指摘のような議論も、一應私共の間で話題に上ほりました。ところがいろいろ意見を戦わした結果、やはり法律は公布して施行すといつたときに外部の効力が生ずるものであるから、やはりこの施行という方では行つた方がよろしいという説も亦非常に有力に主張されたいわけでありませう。この点は尙それと面説が有力に主張され、理窟づけられると思ひますが、少くとも現在の段階においては施行期で見て行つた方がよいのではないかと非常に有力な説もある關係上、この法案といひましては疑を避ける意味におきまして、やはり附則第三項の規定は存置しておいた方がよろしいという趣旨に考へておる次第であります。

○松井道夫君 そうしますと、ここまでは第三國會で成立した法律ということになつて、三項に書いてありますが、結局第三回國會で成立して、施行期が本法の施行期より後の遅れた法律について適用するという趣旨になります。それでよろしいのでしようか。

○政府委員(野本新一君) 第三項で非常心に配し、特に第三項の規定を置いて趣旨は、この御指摘の点を考えまして、さういふような法律を、頭において規定したわけでありませう。

○委員(伊藤修君) 法務總裁が出席されましたので、先程鬼丸委員の御発言がありました事項について、御答弁願ふことになつております。

○星野秀樹君 先程鬼丸委員より熱烈に指摘されたのですが、鬼丸委員が見えていないので、代つて質問いたします。この会期が終りになつてから、ば

たばたと幾つも法律案が出て参りました。法案の名前さえも覚えきれないという状態で、我々が良心的に法案を審議するのには、誠にどう取扱つてよいかわからぬような状態でありませう。これが多少の法務廳の慣例のごとく毎回閉會間際に幾つも出て来る。これでは、我々も良心的に審議し得ない。言葉を換えて言へば、法務廳が議員を愚弄しておるとも言へる。議員を愚弄しておることは、即ち國民を愚弄することになるので、この点を法務廳として何か適切な、こういうことが絶対にないような方法をとりられる御意思があるかどうか。これを伺いたい。

○國務大臣(福田俊吉君) お尋ねの件は誠に御尤もでありまして、決して愚弄を申上げたわけではありませう。各般の情勢のために、実は法案が終りになつて、一遍にこれを出せ、あれも出せというふうなことから止むを得ず出ましたのが派山でございます。そのために、例えば刑事訴訟法の施行の如きは、実は到底十分な準備が整いませんから、延期を願つておりましたが、どうしても延期を許されたいということになりまして、さうなればというので、多分それに随伴しまして、いろいろ問題が一連に出て來たこともあると思ひます。これはどうも実は甚だ好ましくないからさういふことでは、さういふことのないようにと思つたのであります。すけれども、どうも目下のところ止むを得ざる事情もござりましたので、それは御了承願ひたいと思ひます。それから衆議院の、外の院のことを申しては甚だ何でありますけれども、やはり御都合があると見えまして、なかなか思ふ通りに運びませんで遅くな

りますものがございます。我々の怠慢もござります。まあいろいろなことでもかように差迫つて派山ここに出ましたような次第でございます。勿論法案の運び次第こちらの方へも、衆議院に出ておりました、こちらへ出ておりましたものは、こちらでは予備の審査を願つており、或いはこちらで本審査を願つておりますものは、衆議院でも予備審査を願つておりました、両方が同時に一遍に重なり合はぬように心掛けたのであります。さういふ都合でさう行き兼ねまして、昨日今日になりまして俄かに派山出て参りましたが、甚だ恐縮に存じておるのであります。無論今後もういふことがあるかも知れませんが、我々といひましては、法務廳だけといひましては、できるだけ手を盡しまして、さういふことのないように努めたいという念願でございます。ただ諸般の情勢上、その通り行かないことがありますので、予め御了承願つて置かなければなりません。只今のところ昔と違ひまして、一層困難な状態にありますが、そのうち、それに決して責を掃するわけではありませうが、さういふ場合もあることを御了承願ひたい。無論今後御意見の通りに、一生懸命努力をするつもりではございます。さういふ決心の程を申し上げまして御了承願ひます。

○星野秀樹君 只今の説明だと、諸般の事情によつて止むを得ないから御了承というところに落ちるので、これに關しては委員會として何らかの意思表示をする必要があるのではないと思ひますが、只今の法務長官のお答えでは、なるべく努力するけれども、事情によつて止むを得ないかも知れない、何ら

罰金、料料、罰金の額は千円以下といふやうなもので、即ちこの罰金等臨時
す、三項は必要になると思う。その
の点についてどうして施行ということ
えていないので、代つて質問いたしま
す。この会期が終りになつてから、ば
やはり御都合があると思ひまして、な
かなか思ひ通りに運びませんで遅くな
なるべく努力するけれども、事情によ
つて止むを得ないかも知れない、何ら

將來に對して保障がされてない。こ
れに對しては法務委員会として、
かういふことのないようにしたいとい
う意思を表示すべきでないかと思ふ
のですが、如何でしょうか。
○委員(伊藤修吉) 先の法務總裁時
代にも、再三非公式には申し上げたこ
とであります。大体法務委員会にかか
るところの法案におきまして、予算を
伴ふものは衆議院に先に出しにな
る、然らざるものは参議院に先に出
す、そして交互に審議を重ねて参り
ますれば、スムーズに行くのじやない
か。又法案審議も速かに進む。そうい
う方式にお願いすることは、再三政府
に非公式に申し上げておる、にも拘わ
らず、私の記憶する範囲におきましては、
第一國會から本國會に至るまで、参議
院先議は確か四件くらいだと思ひま
す。悉くが衆議院先議になりまして、
極く簡単な法律でもいわゆる会期末ま
でこれは持たれまして、会期末になつ
てから参議院に送付される。参議院に
おきましては、意見があつてもそれを
十分討議することもできない。勿論修
正のごときは思ひも及ばん、時間的に
おいて不可能である。かういふことに
なりまして、参議院の審議権がその点
において無視される。かういふ点は参
議院の委員会として常に不服であるか
ら了承できないのです。ですからその
点を將來どういふふうになるか。法
務總裁の御意見をはつきり伺ひたい。
○國務大臣(福田俊吉) 若しそうい
うふうな便宜な方法が採れば、なる
べくそれによりたいと無思ひです。
どういふわけで衆議院の方へ余計先議
になつておりますか、恐らく私は衆議
院の強い政治上の要求でそうなつてお

るのじやないかと思ひますけれども、
併しながら若し單に私共の取扱ひの上
において、さういふスムーズな方法が
ありますれば、私は無論それによりた
いと思ひます。できますれば、今後そ
ういふ御趣旨に副いますように努力し
て行きたいと思ひます。
○委員(伊藤修吉) それは旧憲法時
代におきましては、御承知の通り法務
委員会に属するやうな法案につきまし
ては、貴族院が悉く先議であつたそ
うであります。新憲法になりましてか
ら、衆議院が予算については先議権が
ある。かういふ点から概念的に先議と
いう方針が採られておるのですが、併
しそれは予算が伴う場合において然り
であつて、然らざるものについては、
便宜法案審議の促進を図るために、参
議院で先議さしても、敢て法案審議に
おいては差支ない、かう考えます
が、そうすることがこれを進行する上
において好ましいことではないか
と、かう考へるのです。
○國務大臣(福田俊吉) 全く御同感
に思ひます。ただ如何なる法案が予算
を伴いますか伴いませんか、そこに或
いは多少のデリケートな問題があるの
じやないかと思ひますけれども、よく
御趣旨は分りましたから、成るべくそ
の御趣旨の線に副うて努力したいと思
ひます。
○委員(伊藤修吉) では鬼丸さんは
大分強い意見ですが、おられませんか
ら、他に御意見ありませんですか。
○松井道夫君 只今星野議員から発言
されて、法務總裁も了承された件に関
連しまして、現在当委員会に継続して
おります案件、並びに將來継続される
案件、これはないと思ひますが、來國

會にどうしても譲れないと考へておら
れる法案とその重要度をお尋ねした
い。
○國務大臣(福田俊吉) 今残つてお
りますのは、只今御審議をお願いした
罰金等臨時措置法案、それから刑事補
償法を改正する法律案、それから裁判
官の報酬等に関する法律の一部を改正
する等の法律案、それから檢察官の俸
給等に関する法律の一部を改正する等
の法律案、この報酬の方は大体両方
ございしますが、同じものでございま
す。
それで今のところ罰金等臨時措置法
案、これは關係方面の要望がございま
して、是非お通しをお願いしたい。その次
は只今の裁判官檢察官の報酬の件で
ございします。これも是非お通しをお願い
いたす。それは今度の公務員法の改正によ
りまして、給與ベースが上りますにつ
きまして、自然かういふ法案が出て参
りました。実は昨晩の中にでも衆議院
を通過して頂きまして、もうこの際本審
議を願うつもりでおつたのでありま
す。衆議院におきましては、さういふ事
情で遅れましたので、もう衆議院の委
員會は全部終了いたしておりますか
ら、本會議で直ぐ通過して参りますか
ら、この三つだけは是非お願いいたし
たい、刑事補償法を改正する法律案
は、これは無論お願いいたしたい
のであります。十分の審議の期間が
或いはおありにならないかも知れませ
んので、これは十分に御審議をお願い
いたして、敢て御審議を途中で打ち切つて
まで御通過を願わんでも止むを得ん
ではないか、かう考へております。
○委員(伊藤修吉) 法務總裁がお
いでになりますから、只今議題になつて

おりませんが、一言お伺ひして置きた
いのですが、いわゆる裁判官の報酬等
に関する法律の一部を改正する等の法
律案につきまして、この法案に定めら
れたる給與ベースは、いわゆる現在政
府提案の給與ベースであるのかどうか
という点と、それから若し衆議院にお
いてそれ以上の給與ベースに変更せら
れた場合におきましては、次の國會
に、速やかに改められた給與ベースに
変えられる御意思があるかどうかとい
う点を伺ひます。
○國務大臣(福田俊吉) 今の委員長
の御意見の通りであります。これは五
千三百円ベースでございしております。五
千三百円より高いベースでございま
すけれども、五千三百円ベースでござ
います。従つて六千三百円に変わる
やうなことがございしますれば、直ちに
次の國會で又これを改めまして頂きたい
と考へております。
○松井道夫君 今の給與ベースであ
りますが、これは問題となつておるの
は、國會でありまして、尤も本國會は
通常國會でありますから、通常の状態
ならば、もつと緩くわけなんでしょう
か。若しこの案件につきまして、衆
議院で修正にならないうで、而も給與
ベースの方の法案が修正されたとい
う場合には、當然参議院におきまして
新ベースに合うやうにこの案件を修正
いたしまして、衆議院に廻すのが當然
であると思はれるのであります。そ
の点について……
○國務大臣(福田俊吉) その問題は
衆議院の委員会でも問題になりまし
て、若し給與法案が修正になります
れば、この判檢察官の方は参議院で御
正を願ひまして、そして衆議院に御

廻し願へば、衆議院は参議院の修正の
通りにそれに賛意を表するつもりであ
るといふお話をございました。
○委員(伊藤修吉) ではこの程度に
いたしまして、一旦休憩いたしまし
て、休憩中に理事會を開きまして、進
行について協議することにいたしま
す。
午後三時三十分休憩
午後四時十五分開會
○委員(伊藤修吉) それでは休憩前
に引続きまして開會いたします。
裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する等の法律案、並びに檢察官
の俸給等に関する法律の一部を改正す
る等の法律案、以上二案を一括して議
題にいたします。大藏關係の政府委員
にお尋ねいたします。政府提出の昭和
二十三年十一月以降の政府職員等の俸給
等に関する法律案によれば、政府職員
の俸給月額を三千七百九十一円ベース
による俸給月額額の十三割二分、二千
九百二十二円ベースによる俸給月額額
の十七割二分増としてゐるが、この法律
案、即ち裁判官の報酬等の一部を改正
する等の法律案によれば、裁判官の報
酬月額額は二千九百二十一円ベースに
よる裁判官の報酬等に関する法律別表の
額の平均十六割五分九厘となり、政府
職員等の俸給月額額の増加率より著しく下
廻つてゐるのは何故か。一般官吏の俸
給その他の給與が増額せられた場合に
は、裁判官の報酬その他の給與を、一
般官吏の例によつて増額することが、
裁判官の報酬等に関する法律第十條に
明定されてゐる。
かくの如き規定は官吏のうち、裁判
官についてのみ認められたものであつ

て、これは新憲法下裁判官の職責が重且つ大なるため、その地位にふさわしい待遇を確保せんとするの趣旨に出でたものに外ならない。ところが、かような規定のない一般官吏については十七割二分の増加率を認め、この規定によつて強力にその待遇が保障せられていく裁判官につき、それより下廻る増加率しか認めないのは、極めて不当ではあるまいか、政府は次の國會においてこの不均衡を是正し、その間の裁判官の受ける不利益を補正する法律案を提出する用意があるか、國會では目下先に述べた政府職員の俸給原案に対する修正案が準備されつつあり、而もこの案による政府職員の俸給月額は、政府原案による俸給月額より、その増加率においてはるかに上廻るものと予想せられる、従つて若しこの修正案が國會を通過した場合においては、この法案による裁判官の報酬月額は、政府職員の俸給月額より著しくその増加率において下廻ることとなり、前に述べた第十條の精神は完全に蹂躪せられることになりまして、政府は次の國會において、第十條の精神に則り、裁判官の報酬月額の増加率を少くとも政府職員の俸給月額の増加率と同一ならしめるために、この裁判官の報酬法案の別表の月額を改訂すると共に、その改訂までの間に、裁判官がこの法律案によつて受ける不利益を補填する立法的位置を講ずる用意があるかどうか、以上の三点について大蔵当局の御意見を伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 申上げます。今回の一般官吏の待遇改善は、最も一般官吏と申しまして、認証官以上は全部特別職になつておりますが、

認証官以上の分につきましては、二千九百二十円ベースの六割増と、それから、いわゆる認証官以外の一般職につきましては、只今委員長のお話にありましたような十七割二分という数字が使われております。政府におきまして、只今委員長の御指摘になりました第十條の規定は、勿論十分尊重しておる次第でございます。従ひまして認証官につきましては、裁判官、檢察官を通じて、一般と同様六割増の手段を執つたのであります。ただ裁判官の判事以下、檢察官の檢察以下の方につきましては、一部と申すより或いは大部分かも知れませんが、十七割二分に達しない号俸の部分が出ております。この点が恐らく御指摘の一番中心をなすものであると思ひます。実はこの前第二國會で御審議可決頂きました裁判官の報酬及び檢察官の給與に関する法律案では、當時いけば從來の俸給の刻みの頭をそのまま適用いたしましたので、例えば五号俸が一萬円であれば、四号俸が一萬一千円、一萬二千円、一萬三千円、こういったように等差級数的に刻んで御決定を願つたのであります。從來の日本の慣例から申しますれば、これがいわば常識的と認められたのであります。ただ理論的に考えますと、千円づつ上るということは、決して公平ではございませんので、やはり今貰つておる本俸に対して、何割上ると同じように、一割なら一割づつ上る、こういった仕組に、いわば等比級数的に上らないという、昇給としての、昇格としての意義をなさない。こういったような議論が從來もございまして、前申上げました立場に従ひまし

て、当初現行法を御制定願つたのであります。が、今回十一月の初めに人事院から勧告案が政府に示されました。その際に御存じのように、成人職員二千四百七十円、最高の一萬四千五百円を、等比級数の理想曲線で縫ひまして、そうして從來の一般官吏の号俸の仕組をこういったような形に、等比級数の線によつて昇給を考へるといつたようなことが、強く要請されるようになったのであります。勿論裁判官につきましては、これは何と申しまして、特別職でございますので、人事院の直接所管の範囲外にも属します。で、如何ように俸給の表を作りまして、差支えないわけでございますが、併し國會の御意見に、又一般の常識から申しまして、現在におきましては裁判官と檢察官とを少くとも、概ね同等に扱うことが適當であるといつた建前が確立されております。且つ又檢察官は純然たる一般職という規定にも相成つておりますので、今回人事院が示されました参考資料の法律案によりまして、檢察官の特別の單行法を廢めて、一般の号俸の方に入れてしまふといつたような建前になつておるくらいであります。ただ政府は人事委員會の勧告を適當と認めませんで、政府の原案を提出したような次第であります。それから、そういったことから判事の給與につきましては、一番最高である一号、及び一番最低である判事補の六号、これを押さへ上げて、これを一般官吏と同じ高さに上げて、ところがそれとも端数の關係から、これが仮に六号が三千五百円として、十七割二分掛けましたので、二千円だけ割る。上の方は

一萬四千円に十七割二分掛けまして二萬四千八十円と出ましたので、八十円という数は從來の關係上好しくないといふので、これを削つて二萬四千円としました。従つて私共は事を好んで下げようといふのではないのですが、ここに若干結果的にはちびつた結果になつておりますが、全くそれは他意がないのであります。上下の柱は完全に頭を揃へまして、ただその中間を只今申上げました線に刷りまして、等比級数的に列べる。即ち最初が七百円、九百円、千四百円、こういったふうになつて行くように直す。ただこれも純粹の等比級数にいたしますと、もつとこれは妙な恰好になるのであります。が、そこに從來の線を成るべく尊重する意味におきまして、關係方面等の意向も酌みまして、こういった妥協的な線に落着かした次第でございます。従ひまして、その精神におきまして、決して判事なり檢察官なりを一般官吏の待遇と別な待遇をしようという頭ではございませんで、全く技術的の観点から甚だ遺憾であります。こういった結果が一部出て参つた。それ以外の何ものでもございせんので、委員長御指摘の十條に対する考え方につきましては、是非御審議を願ひたいと存ずる次第でございます。

向現在一般官吏のベースにつきましては、改正案が一部進行しております。その上うな話を伺つておるのですが、その見透し等は私共無論分りませんが、万一それが変りました際には、無論十條の精神に従ひまして、裁判官も檢察官も当然その方が上廻つておれば、それと権衡を取つた措置は、政府の責任において考へなければならんことであるこ

とは、これは申上げるまでもないところと存じます。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。それでは先程の罰金等臨時措置法案と、只今議題に供しました二案並びに刑事補償法を改正する法律案、以上四件を議題といたしまして質疑を継続いたします。

それでは罰金等臨時措置法案について資料の提出を求めます。本案についての資料として、制定時の區別による刑罰法令の罰金の法定額の表を提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤謙三君) 只今御要求を受けました表につきましては、大體重要な刑罰法令について資料が整つておりますので、手許にある分を至急お手許に差上げたいたし存ずるのであります。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑がなければこの程度にいたしまして、本日は散會いたしたいと思ひます。明日は午前十時から、本會議と併行して委員會を開會いたします。

午後四時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義賢君
岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 齋 武雄君
鈴木 安孝君
遠山 丙市君
岩本 哲夫君
深川タマエ君
松井 道夫君
松村眞一郎君

も一般官吏と申しまでも、証官以上は全部特別職になっておりますが、

したけれども、私共はその議論よりは、前申上げました立場に従いまし

ますと、六千二十四という数字になりましたので、二十四だけ削る。上の方は

権衡を取った措置は、政府の責任において考えなければならんことであるこ

松井 道夫君
松村眞一 郎君

星野 芳樹君
國務大臣

殖田 俊吉君
國務大臣

政府委員

大蔵事務官 今井 一男君
(給與局長)

法務廳事務官 高橋 一郎君
(檢務局長)

法務廳事務官 野木 新一君
(檢務局長)

法務廳事務官 岡咲 恕一君
(調査意見
第一局長)

法務行政長官 佐藤 藤佐君

法務廳事務官 古橋浦四郎君
(矯正総務局長)

法務廳事務官 齋藤 三郎君
(少年矯正局長)

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、司法警察職員等指定應急措置法の

の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十日)

一、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(予備審査の付託は十二月十一日)

一、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十一日)

一、罰金等臨時措置法案(予備審査のための付託は十二月十一日)

昭和二十四年一月十七日印刷

昭和二十四年一月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局